第三の二の1に次の表を加える。

第二表

必修課目	四十七単位以上
美容技術理論	二単位以上
美容実習	四十五単位以上
選択課目（実習を伴う各課目）	一単位以上
計	四十八単位以上

第三の二の3中「次の表」を「第一表（理容修得者課程については第二表）」に、「同表の中欄」を「第一表の中欄又は第二表の下欄」に改め、「対する」の下に「理容修得者課程以外の教科課程における」を加え、「同表の上欄」を「第一表の上欄」に改め、同3の表を次のように改める。

第一表

必修課目	五百九十時間以上	二百九十五時間以上
関係法規・制度	十時間以上	十時間以上
衛生管理	三十時間以上	三十時間以上
保健	二十五時間以上	二十五時間以上
香粧品化学	三十時間以上	三十時間以上
文化論	十時間以上	十時間以上
美容技術理論	二十五時間以上	十時間以上
運営管理	十時間以上	五時間以上
美容実習	四百五十時間以上	百七十五時間以上
選択課目（実習を伴う各課目）	十時間以上	五時間以上
計	六百時間以上	三百時間以上

第三の二の3に次の表を加える。

第二表

必修課目	二百三十五時間以上
美容技術理論	十時間以上
美容実習	二百二十五時間以上
選択課目（実習を伴う各課目）	五時間以上
計	二百四十時間以上

（美容師養成施設の教科課程の基準の一部改正）

第四条　美容師養成施設の教科課程の基準（平成二十年厚生労働省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

第一の二の1⑴中「別表第一」の下に「又は別表第一の二」を加え、同1⑵中「次の表」を「第一表（美容師養成施設指定規則第一条の二に規定する理容修得者課程（以下「理容修得者課程」という。）については第二表）」に改め、同⑵の表を次のように改める。

第一表

関係法規・制度	三十時間以上
衛生管理	九十時間以上
保健	九十時間以上
香粧品化学	六十時間以上
文化論	六十時間以上
美容技術理論	百五十時間以上
運営管理	三十時間以上
美容実習	九百時間以上
計	千四百十時間以上

第一の二の1⑵に次の表を加える。

第二表

美容技術理論	百二十時間以上
美容実習	六百九十時間以上
計	八百十時間以上

第一の二の2を次のように改める。

2　理容師養成施設の理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第四項に規定する美容修得者課程（以下「美容修得者課程」という。）以外の教科課程において履修している者が美容師養成施設の理容修得者課程以外の教科課程において履修しようとする場合であって、本人から必修課目の履修の免除の申出があったときは、当該理容師養成施設において履修すべき理容師養成施設指定規則別表第一に掲げる全ての必修課目及び全ての選択課目の修了（理容師養成施設の教科課程の基準（平成二十年厚生労働省告示第四十五号）第一の三4⑵の規定の適用による履修を含む。）を条件として美容技術理論及び美容実習を除く必修課目の履修を免除するものとする。この場合においては、美容技術理論及び美容実習の各教科課目を理容修得者課程の教科課目とみなして、1⑴及び⑵の規定を適用する。

第一中「三　選択必修課目」を「三　選択課目」に改める。

第一の三の1中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、同三の2中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、「は、」の下に「美容師に必要な」を加え、同三の3⑴中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、「以上とする」の下に「（理容修得者課程の選択課目の総単位数は、七単位以上とする。）」を加え、同三の3⑵中「選択必修課目」を「選択課目」に改め、「とする」の下に「（理容修得者課程の選択課目の総授業時間数は、二百十時間以上とする。）」を加え、同三の4を次のように改める。